

# 9月定例教育委員会

## 参考資料

(令和元年9月27日)

### 議案

- 第2号 丹波篠山市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について  
(こども未来課)・・・1頁
- 第3号 丹波篠山市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について  
(こども未来課)・・・5頁
- 第4号 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(こども未来課)・・・9頁

丹波篠山市立幼稚園規則の一部を改正する規則について

**1 改正の趣旨**

子ども・子育て支援法及び同法施行令が令和元年5月に改正され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなった。それに伴い、幼稚園保育料を徴収する必要がなくなるため、幼稚園保育料の徴収について規定する規則を一部改正する。

**2 改正の内容**

幼稚園保育料について規定する条を削除する。  
削除に伴い、条番号を繰り上げる。

**3 施行期日**

令和元年10月1日

未収金については施行後も徴収する必要があるため、「施行の際現に納入されていないものについては、なお従前の例による。」とする経過措置を附則で設ける。

丹波篠山市立幼稚園規則

平成11年4月1日

教委規則第11号

改正 平成18年3月29日教委規則第2号

平成19年6月13日教委規則第7号

平成22年3月8日教委規則第3号

平成27年3月30日教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条及び第23条の趣旨に則り幼稚園の目的を実現達成するため、法令、規則及び丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則（平成11年篠山市教育委員会規則第8号）に特別の定めあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育年限)

第2条 幼稚園の保育年限は、2年とする。ただし、特別の事情があるときは、その限りではない。

(園児の定員及び学級数)

第3条 園児の定員及び学級数は、丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）に別段の定めあるものを除き、毎年設置者と協議の上教育委員会が定める。

(職員の定数)

第4条 幼稚園の職員定数は、丹波篠山市職員定数条例（平成11年篠山市条例第34号）の定めるところによる。

(保育期及び保育時数)

第5条 幼稚園の保育期は、4月1日から翌年3月31日までとし、次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

第6条 幼稚園の保育時数は、1日4時間を標準とする。

(保育課程終了の認定)

第7条 幼稚園の保育課程の終了は、保育日日数の3分の2以上出席した園児について、園長が認定する。

第8条 園長は、所定の課程を終了したと認定した園児には、修了証書（様式第1号）を授与する。

(入園退園及び休園)

第9条 幼稚園に入園することのできる者は、満4歳以上、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第10条 幼稚園の入園期日は、第1保育期の始めとする。ただし、欠員のあ  
る場合は、臨時に入園することができる。

第11条 幼児を入園させようとするときは、保護者は入園願（様式第2号）  
を園長に提出しなければならない。

第12条 入園は、園長が許可する。

2 園長は入園を許可した場合、入園届（様式第3号）を教育委員会に提出し  
なければならない。ただし、4月9日までに入園を許可した場合は、この限  
りでない。

3 幼児の心身発育状態が幼稚園保育に支障があると認められる者は、入園を  
許可してはならない。

第13条 幼稚園を退園させようとするときは、保護者は退園願（様式第4  
号）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、次の各号のいずれかに該当する者については、退園を命ずること  
ができる。

(1) 正当な理由なくして1箇月以上引き続き無届欠席したもの

(2) 疾病又は身体発育不十分で、幼稚園保育にたえられないと認められる  
もの

(3) 正当な理由なく、保育料の滞納等その他規則に反したもの

3 園長は退園を許可又は命じたときは、退園報告（様式第5号）を教育委員  
会に提出しなければならない。

第14条 園児を疾病その他の事情により1箇月以上休園させようとする  
とき、保護者は休園願（様式第6号）に医師の診断書等これを証するに足る書  
類を添えて、園長に願出しなければならない。

2 前項の願出を受けたとき、又は休園の必要を認めたときは、園長において  
休園を許可し、又は命ずることができる。

3 園長は、前項により休園を許可し、又は命じた場合、退園報告に準じて教  
育委員会に報告しなければならない。

第15条 退園又は休園した者が復園しようとするときは、保護者は復園願  
（様式第7号）に理由を証するに足る書類を添えて園長に願出なければなら  
ない。

2 前項の届出を受けたときは、園長は審査の上復園を許可することができ  
る。

3 前項により復園を許可した場合は、園長は入園届に準じて教育委員会に届  
けなければならない。

第16条 園長は、園児が感染症にかかり、又はそのおそれがあると認めるときは、速やかにその園児の出席停止を命ずるとともに、必要な措置をとらなければならない。

(保育料)

第17条 保育料の額及びその徴収方法については、丹波篠山市立幼稚園保育料徴収条例（平成11年篠山市条例第80号）の定めるところによる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、保育上必要な事項は、園長が定める。

附 則

この園則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月8日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日教委規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

丹波篠山市立認定こども園規則の一部を改正する規則について

**1 改正の趣旨**

子ども・子育て支援法及び同法施行令が令和元年5月に改正され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなった。それに伴い、認定こども園の1号認定・2号認定についての保育料を徴収する必要性がなくなるため、こども園保育料の算定について規定する規則を一部改正する。

**2 改正の内容**

認定こども園保育料の算定を行った者について、月途中入退所にかかる算定について規定する条を改める。

**3 施行期日**

令和元年10月1日

○丹波篠山市立認定こども園規則

平成27年3月30日

教委規則第10号

改正 平成28年3月28日教委規則第1号

平成28年12月13日教委規則第7号

平成29年12月21日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号。以下「条例」という。）に規定する丹波篠山市立認定こども園の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 認定こども園の開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 教育委員会が特に必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 条例第3条に規定する事業を実施しない日（以下「休所日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 第2条第1号に規定する教育については、前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日においても行わない。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業日（7月21日から8月31日までをいう。）

(3) 冬季休業日（12月25日から1月6日までをいう。）

(4) 春季休業日（3月20日から4月9日までをいう。）

3 教育委員会が特に必要と認めるときは、休所日を変更することができる。

(職員)

第4条 認定こども園に、園長、保育教諭及びその他所要の職員を置く。

(職務)

第5条 園長は、教育委員会の命を受けて所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 保育教諭及びその他所要の職員は、園長の命を受けて所務に従事する。

3 その他所要の職員は、特定の事項に関する所務に従事する。

(職務代理)

第6条 園長に事故があるとき、又は園長が欠けたときは、あらかじめ園長の

指定する職員が、その職務を代理する。

(保護者に対する通知)

第7条 園長は、入所中の児童の保護者に対して、認定こども園の目的、年間行事、保育計画その他必要と認める事項を通知しなければならない。

(入所申込)

第8条 保護者が児童を認定こども園に入所させようとするときは、丹波篠山市特定教育・保育施設等給付費支給認定等に関する規則（平成26年篠山市教育委員会規則第1号。以下「支給認定規則」という。）第5条の規定により、申込みを行うものとする。

(入所承諾)

第9条 教育委員会は、前条の申込の内容が条例第4条に該当すると認めるときは、児童の入所する認定こども園を決定し、入所承諾書（様式第1号）により通知するものとする。

2 定員を超える申込みがあった場合は、別に定める基準の合計点数の高い者から入所を決定するものとする。

3 入所を承諾できない場合は、入所保留通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(退所)

第10条 教育委員会は、入所児童が次の各号にいずれかに該当する場合は退所させることができる。

- (1) 条例第4条の規定に該当しなくなった場合
- (2) 入所児童が転出又は死亡した場合
- (3) その他教育委員会が退所を適当と認めた場合

(退所手続)

第11条 保護者は、入所児童を退所させようとするときは、退所届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(届出)

第12条 保護者は、利用申込書及び添付書類の内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会へ届け出なければならない。

(保育料の減免額)

第13条 市長が特に必要と認めるときは、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(月途中入退所者の保育料)

第14条 支給認定規則に規定する支給認定区分（以下「認定区分」という。）が1号の者で月途中入所者の保育料は、その月の保育料に月途中入所日から開所日数（20日を超える場合は、20日とする。）を乗じて20日で除し



た金額とする。

- 2 認定区分が2号及び3号の者で月途中入所者の保育料は、その月の保育料に月途中入所日から開所日数（25日を超える場合は、25日とする。）を乗じて25日で除した金額とする。
- 3 認定区分が1号の者で月途中退所者の保育料は、その月の保育料に月途中退所日前日までの開所日数（20日を超える場合は、20日とする。）を乗じて20日で除した金額とする。
- 4 認定区分が2号及び3号の者で月途中退所者の保育料は、その月の保育料に月途中退所日前日までの開所日数（25日を超える場合は、25日とする。）を乗じて25日で除した金額とする。
- 5 前4項において算出された金額については、10円未満を切り捨てるものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立認定こども園規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月21日教委規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法及び同法施行令が令和元年5月に改正され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなった。それに伴い、預かり保育施設保育料を徴収する必要がなくなるため、預かり保育施設保育料等について規定する規則を一部改正する。

### 2 改正の内容

預かり保育料、保育料の減免並びに減免の決定及び通知について規定する条を削除する。

削除に伴い、条番号を繰り上げる。

様式第1号及び様式第2号を改正し、様式第7号及び様式第8号を削除する。

### 3 施行期日

令和元年10月1日

未収金については施行後も徴収する必要があるため、「施行の際現に納入されていないものについては、なお従前の例による。」とする経過措置を附則で設ける。

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年3月27日

教委規則第6号

改正 平成21年5月18日教委規則第9号

平成22年3月8日教委規則第2号

平成24年6月11日教委規則第7号

平成26年2月13日教委規則第2号

平成27年3月30日教委規則第14号

平成27年6月19日教委規則第20号

平成27年10月20日教委規則第24号

平成28年10月18日教委規則第4号

平成29年4月19日教委規則第5号

平成29年12月21日教委規則第8号

平成30年10月16日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成21年篠山市条例第19号。（以下「条例」という。））の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(園児定員)

第2条 施設の園児定員は、別表第1のとおりとする。

(開所日)

第3条 施設を開所する日は、次の各号に掲げる日を除く毎日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉所することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(開所時間)

第4条 施設を開所する時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 幼稚園の授業日においては、午前7時30分から教育時間開始まで及び教育時間終了後から午後6時30分まで

(2) 幼稚園休業日においては、午前7時30分から午後6時30分まで

(入所申込及び承諾)

第5条 園児を施設に入所させようとする保護者は、預かり保育入所申込書

(様式第1号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項に規定する入所申込書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、入所を認めるときは預かり保育入所承諾書(様式第2号)により、入所を認めないときは預かり保育入所不承諾通知書(様式第3号)により当該保護者に通知するものとする。

(入所承諾の取消し)

第6条 教育委員会は、前条の承諾を取り消したときは、預かり保育入所取消通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

- 2 条例第8条に規定する各号に該当したとき、教育委員会は、保護者に一定の条件を付し、取消しを延長することができる。

(退所)

第7条 保護者は、入所の必要がなくなったときは、預かり保育退所届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(休所)

第8条 保護者は、入所を休止しようとするときは、預かり保育休所届(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(指導員)

第9条 教育委員会は、預かり保育に必要な職員として、所定の指導員を配置する。

- 2 指導員は、保育士証又は幼稚園教諭免許状を有する者をもって充てる。

(保育料)

第10条 条例第5条第1項により決定された保育料(以下「保育料」という。)は、事前に保護者に通知するものとする。

- 2 保育料は、その月に在籍していたすべての者から徴収し、月途中に入所した者については、保育料に月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は、25日とする。)を乗じて25日で除した金額をその月の保育料とする。
- 3 月の途中において退所した者の保育料は、保育料に月途中退所日前日までの開所日数(25日を超える場合は、25日とする。)を乗じて25日で除した金額をその月の保育料とする。
- 4 前2項において算出された金額については、10円未満を切り捨てるものとする。
- 5 保育料算定における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第3

14条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

6 前項の所得割の計算に当たっては、特定教育・保育の給付を受ける月の属する年度の前年度（当該給付を受ける月が4月から8月までの場合にあつては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

7 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

（保育料の減免）

第11条 条例第7条の保育料の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる世帯が施設を利用する場合、市民税所得割課税世帯の2人目の園児の保育料については、保育料の2分の1に相当する額を減額し、3人目以降の園児の保育料については、無料とする。

3 前項の規定にかかわらず、園児の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる保育料とする。ただし、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、次に掲げる世帯の場合は、同一世帯の兄弟姉妹が2人以上いる場合の最年長の子どもから順に、2人目以降の園児の保育料については、無料とする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療養手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

区分	入所月等	世帯の階層区分	園児1人当たりの保育料（月額）
年度を通して利用する場合	各月	市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	1,250円
		市民税所得割課税額77,101円未満の世帯	2,130円
春季、夏季及び冬季休業期間中のみ利用する場合	4月、7月、3月	市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	410円
		市民税所得割課税額77,101円未満の世帯	700円
年度を通して利用する場合	8月	市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	1,250円
		市民税所得割課税額77,101円未満の世帯	2,130円
	12月、1月	市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	200円
		市民税所得割課税額77,101円未満の世帯	350円

（減免の決定及び通知）

第12条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査のうえ決定するものとする。

2 前項の規定により、市長が減免することが適当と認めた場合は、保育料減免決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、市長が減免することが適当と認めなかった場合には、保育料減免申請却下通知書（様式第9号）により当該申請者に通知する

ものとする。

(給食等)

第13条 教育委員会は、条例第4条第1項の承諾を受けた園児に対し、必要に応じて保育園給食及びおやつを提供する。

2 前項に係る給食費及びおやつ代は、別表第2のとおりとする。

(給食費等の納入方法)

第14条 前条第1項の給食の提供を受ける園児の保護者は、給食費を当該月の25日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。))に該当するときには、これらの日の翌日)までに(長期休業期間のみ預かり保育を利用する保護者にあつては、当該長期休業期間の満了する日の属する月の25日(その日が休日に該当するときには、これらの日の翌日)までに)納入しなければならない。

2 前条第1項のおやつを提供を受ける園児の保護者は、当該年度分のおやつ代(土曜日及び長期休業期間等に係るものを除く。)を4月25日(その日が休日に該当するときには、これらの日の翌日)までに納入しなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月18日教委規則第9号)

この規則は、平成21年5月18日から施行する。

附 則(平成22年3月8日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月11日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年2月13日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月19日教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年10月20日教委規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月18日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月19日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月21日教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成30年度以降の利用に係る入所の申込み及び承諾について適用し、平成29年度の利用に係る入所の申込み及び承諾については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前に、この規則による改正前の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づきなされた平成30年度の利用に係る入所の申込みの手續に使用された様式は、この規則による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づきなされた入所の申込みの手續に使用された様式とみなす。

附 則（平成30年10月16日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

名称	定員
しろたきクラブ	50人
なつぐりっ子haus	50人
きたっこhaus	15人
くすのきクラブ	80人
どんぐりhaus	35人
うりぼーhaus	45人

別表第2（第13条関係）

項目	金額
給食費	1食230円
おやつ代	1食50円



## 備考

- 1 生活保護法による被保護世帯又は第11条第3項各号のいずれかに該当する市民税非課税世帯の園児の給食費及びおやつ代は、無料とする。
- 2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の園児の給食費及びおやつ代は、2人目の園児にあつては本表に定める額の半額とし、3人目以降の園児にあつては無料とする。ただし、市民税非課税世帯の園児の給食費及びおやつ代は、2人目以降の園児にあつては無料とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において、当該世帯が第11条第3項に規定する世帯に該当するときの当該世帯の園児の給食費は、1人目の園児にあつては1食46円とし、2人目以降の園児にあつては無料とする。また、当該世帯の園児のおやつ代は、1人目の園児にあつては1食10円とし、2人目以降の園児にあつては無料とする。

様式第1号(第5条関係)

預かり保育入所申込書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

保護者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

預かり保育に入所したいので、下記のとおり申し込みいたします。

また、入所にあたり裏面の記載事項を遵守するとともに、預かり保育料算定に必要な市民税の  
 情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧することに同意します。

入 所 園 児	ふりがな		生年月日	・	・	
	氏 名					
	ふりがな		生年月日	・	・	
	氏 名					
	ふりがな		生年月日	・	・	
	氏 名					
入所を希望する 具 体 的 理 由						
利 用 形 態	通年利用 ・ ( 春休み ・ 夏休み ・ 冬休み ・ 春休み ) のみ利用 ( 4 / 1 ~ 9 ) ( 7 / 21 ~ 8 / 31 ) ( 12 / 25 ~ 1 / 6 ) ( 3 / 20 ~ 31 )					
早朝預かり保育 (午前7:30~8:30)	利用する ・ 利用しない					
幼 稚 園 名						
家庭の状況						
家 族 構 成	氏 名	続柄	生年月日	勤務先等	連絡先	帰宅時間
			・			
			・			
			・			
			・			
			・			
預かり保育施設から家までの通所経路						

遵守事項

1 事故及び疾病

- (1) 預かり保育活動中の事故又は疾病の場合、職員と保護者が綿密な連絡を取り、必要な措置を講ずる。
  - (2) 預かり保育活動以外の事故は、保護者の責任とする。
- 2 預かり保育のきまり、指導員の指示を遵守します。
- 3 次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに退所することを了承します。
- (1) 申請事由が消滅したとき。
  - (2) 保育料を3ヶ月以上滞納したとき。
  - (3) 承諾に付した条件に違反したとき。
  - (4) 申請事由が虚偽であったとき。
  - (5) 園児への個別的又は集団指導に支障のあるとき。

丹波篠山市教育委員会

### 預かり保育入所承諾書

申込みのありました預かり保育の入所について次のとおり承諾します。

園児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所する施設の 名称及び所在地	
入 所 日	年 月 日
備考	
<p>1 入所承諾後、入所日までに転出された場合は、この承諾書を無効とし、入所を取り消します。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに退所させます。</p> <p>(1) 申請事由が消滅したとき。</p> <p>(2) 保育料を3ヶ月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 申請事由が虚偽であったとき。</p> <p>(5) 園児への個別的または集団指導に支障があるとき。</p> <p>3 入所承諾期間の詳細(該当者のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 就労予定につき入所承諾期間は 年 月 日から 年 月 日まで 入所後2ヶ月以内に、必ず就労証明等ご提出ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 出産予定につき出産予定日( 年 月 日)の前2ヶ月、出産日の後2ヶ月</p> <p><input type="checkbox"/> 長期休業期間中のみの利用</p> <p><input type="checkbox"/> 春休み(4/1～4/9)                      <input type="checkbox"/> 夏休み(7/21～8/31)</p> <p><input type="checkbox"/> 冬休み(12/25～1/6)                      <input type="checkbox"/> 春休み(3/20～3/31)</p>	

様式第3号(第5条関係)

預かり保育入所不承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会 印

申し込みのありました預かり保育の入所については、次の理由により承諾できませんので通知いたします。

(不承諾の理由)

様式第4号(第6条関係)

預かり保育入所取消通知書

第 号  
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会 印

預かり保育の入所については、次の理由により入所承諾を取消しましたので通知いたします。

(取消の理由)

様式第5号(第7条関係)

預かり保育退所届

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

住所  
保護者  
氏名 印

園児の住所	
利用園児の氏名及び生年月日	年 月 日生
保護者氏名	
利用施設名	
退所年月日	年 月 日
退所の理由	

様式第6号(第8条関係)

預かり保育休所届

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

住所  
保護者  
氏名 印

園児の住所	
利用園児の氏名及び生年月日	年 月 日生
保護者氏名	
利用施設名	
休所年月日	年 月 日～ 年 月 日
休所の理由	



様式第7号(第11条関係)

保 育 料 減 免 申 請 書

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住所

氏名

印

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条による保育料の減免を願いたく申請します。

また、減免算定に必要な資料を閲覧することに同意します。

記

- 1 園児の氏名
- 2 園児の生年月日
- 3 園児の住所
- 4 申請者との続柄
- 5 申請理由

様式第 8 号(第 12 条関係)

保育料減免決定通知書

年 月 日

様

丹波篠山市長

印

年 月 日付けで減免申請のあった(園児の氏名 )にか  
かる保育料を下記のとおり減免いたします。

記

種 別	保 育 料	免除・減額の金額	納入すべき金額	摘 要

様式第9号(第12条関係)

保育料減免申請却下通知書

年 月 日

様

丹波篠山市長 印

年 月 日付けで減免申請のあった(園児の氏名 )にか  
かる保育料の減免については、次の理由により減免できませんので通知いたします。

(減免申請を却下する理由)